

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）中間見直しについて

資料4

1. 運営方針について

（1）基本的事項

ア 概 要

県と市町村が一体となって、国民健康保険の事務を共通認識の下で実施するための統一的な指針

イ 根拠規定

国民健康保険法第82条の2

ウ 対象期間

6年間【現行方針の対象期間：R6.4.1～R12.3.31】

※中間年度である令和8年度に必要な見直しを実施

（2）記載事項

- 国保の医療に要する費用及び財政の見通し
- 納付金・標準保険税率の算定方法
- 保険税水準の統一
- 保険税の徴収の適正な実施
- 保険給付の適正な実施
- 医療費の適正化の取組 など

2. 中間見直しの方向性

（1）基本的な考え方

- ◆令和9年度の準統一を見据えて各会議体で議論され合意形成が取れている内容について反映する。
- ◆国保運営方針策定要領や制度改正等を踏まえ、現行方針策定時から変更されている部分について、適宜、時点更新や記載内容の調整を行う。
- ◆各取組における目標については、目標達成に向けた取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて目標値の再設定を行う。

（2）スケジュール（予定）

